

身体障害学生支援事例による障害学生支援体制の整備と実践プロセスの検証

—障害学生へのインタビュー調査から—

荒木 史代^{*1}

Examining Support Systems for Students with Disabilities through a Case Study : from Interview with a Student with Physical Disability

Fumiyo ARAKI^{*1}^{*1} Organization for Fundamental Education

This study examined the effects in establishing support systems for students with disabilities through a case study of support provided to a student with physical disability. First, the implementation process of supports from admission to graduation was examined for the student with physical disability who entered the university after the enforcement of the Disability Discrimination Act. The supports were provided the establishment of a university environment, including making the campus barrier-free. Also, supports during the academic period included mobility assistance and the training of support students. In terms of employment support, internships were introduced. To evaluate these supports, interviews were conducted with the student with physical disability. The results indicated that the student with physical disability positively evaluated the campus barrier-free environment, mobility assistance provided by support students, and the introduction of internships. These findings suggested that support system for students with disabilities contributes to his acceptance of disability and personal growth.

Key Words : 障害学生支援, 実践の検証, 身体障害学生, 障害学生へのインタビュー調査

1. 緒 言

平成 18 (2006) 年 12 月に, 障害者の権利に関する条約が国連で採択され, 批准に向けた国内法整備の一環として平成 25 (2013) 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下, 障害者差別解消法) が制定され, 平成 28 (2016) 年 4 月から施行された. 障害のある人に対して, 正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止し(「不当な差別的取り扱いの禁止」), 障害のある人から意思の表明があった場合, 実施に伴う負担が過重でないときは負担が重過ぎない範囲で対応すること(「合理的配慮の提供」)が求められている. 私立大学では, 「不当な差別的取り扱いの禁止」は義務, 「合理的配慮の提供」は努力義務であったが, 令和 3 (2021) 年 5 月に障害者差別解消法改正法が成立し, 改正法成立 3 年以内に, 「合理的配慮の提供」が義務化されることが決まっており, 各私立大学にて, 障害者差別解消法改正に向けた体制整備が喫緊の課題となっている.

また, 日本学生支援機構 (2022) によると, 2021 年度の障害学生数は 40744 人であり, 障害学生数は直近 10 年で約 4 倍に急増しており, 大学に障害学生を支援する部署を設置している大学は 96.7%を占める. そのうち, 21.7%の大学で専任スタッフを配置し, 74.6%の大学で兼任スタッフを配置している. 平成 28 (2016) 年の障害者差別解消法が施行された当時から「合理的配慮の提供」が義務化されていた国立大学の先行事例にて, 障害学生支援部署の設置において, 学生支援に関する全学レベルの委員会での検討と学生相談を担当するスタッフが委員として全学レベルの委員会に関与することの有効性が指摘されている(船越, 2016; 池田, 2020; 篠田ら, 2019).

* 原稿受付 2023 年 5 月 8 日

^{*1} 基盤教育機構

E-mail: f-araki@fukui-ut.ac.jp

また、これらの国立大学では、学生相談の枠組みの中に障害学生支援を設置する（篠田ら、2019）、障害学生支援部署と学生相談担当部署が合わせて一つのセンターとして設置する（池田、2020）、学生生活支援部門に障害学生支援相談窓口を設置し専任のスタッフを配置する（船越、2016）、障害学生支援に「障害支援」と「学生相談」の二つのスタンスを重視する（森ら、2017）など、従来の学生相談と、障害学生支援の機能を関連づけ、障害学生の支援体制を整備している。また、障害者差別解消法施行以前から障害学生支援センターを開設し、先駆的な障害学生支援の取り組みを行っている私立大学においても、障害者差別解消法制定後の平成 27（2015）年には、障害学生支援部門と学生相談部門を統合した学生支援センターにて障害学生支援を行っている（柏倉、2019）。本学においても、これらの大学と同様に、平成 26（2014）年に全学的な委員会である障害学生支援委員会を設置し、学生相談担当部署を障害学生支援の窓口とし支援体制の整備を進め、障害学生支援を実践してきた。

一方で、体制の整備や障害学生支援の実践が、「実際に障害学生自身にとって効果的であったのか」についての評価はほとんどなされていない。障害学生の支援体制整備等の組織へのコンサルテーションや取り組みそのものが、どのように実践されたのか、実践がなされたことで何が変化したのかについて判断するための実践評価の重要性が指摘されている（Meyers et al., 2014）。また、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（文部科学省、2017）では、障害学生に対して提供した合理的配慮の内容の妥当性やその後の状況を把握するためにモニタリングを行い、必要がある場合には内容の調整を行うことが推奨されている、さらに、佐々木ら（2018）は、障害学生に対する合理的配慮の効果評価においても学生自身による評価の必要性を指摘している。

本稿では、障害者差別解消法施行に向けた本学の障害学生支援委員会設置後に入学した身体障害学生の支援事例から、本学における障害学生支援の体制整備プロセスを検証し、障害学生自身による評価から、その成果と課題を検討することを目的とする。まず、本学の概要について述べ、次に、身体障害学生への入学前から卒業までの支援の実践プロセスを検証する。最後に、障害学生自身による評価として、当該障害学生へのインタビュー調査を通して「障害学生支援が実際に障害学生にとって効果的であったのか」について検討し、本学の障害学生支援についての効果検証を行うものとする。

2. 本学の概要

2.1 本学の概要

福井県福井市にある 1965 年（昭和 40 年）に創立した 3 学部 8 学科（平成 26 年度までは 1 学部 8 学科）の私立大学で附属中学校、高校を併設している。令和 4 年 5 月 1 日現在、学生数 2227 名、専任の教職員数は教員 100 名、職員 66 名である。学生支援体制としては、学習支援を行う学習支援室、学生生活全般の相談、学生相談を担う学生生活支援室、就職支援を行うキャリアセンター、健康管理を行う医務室が設置されている。また、1 年生より担当教員制度を設け、履修、修学、大学生生活、就職など学生の全般的な指導支援を行う体制を整えている。

2.2 障害学生支援委員会の設置

平成 26（2014）年に障害学生支援委員会を設置し、専門部署・機関ではなく学生相談を担っている既存の部署・機関である「学生生活支援室」に障害学生支援業務を加え、支援窓口とすることで、障害学生支援体制の整備を進めてきた。平成 26（2014）年度委員会発足時の委員会のメンバーは、委員長（学長補佐）、副委員長（学生生活支援室担当教員・臨床心理士）、教員 1 名（学生生活部会主査）、学務課長、学生生活支援室職員 2 名（臨床心理士・保健師）、医務室職員 1 名（看護師）であった。その後、平成 27（2015）年より就職支援課、2019 年より入試広報課職員を委員会メンバーとし、入学から修学、就職までの支援を可能とする委員会構成としている。月 1 回委員会を開催し、文部科学省から公表された「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（文部科学省、2012）、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（文部科学省、2017）に挙げられた課題に取り組むことで、全学的な障害学生支援体制の整備を進めてきた。

3. 身体障害学生への支援の実践プロセス（入学前から卒業まで）

障害者差別解消法施行に向けた本学の障害学生支援委員会設置後に入学した身体障害学生（以下、A；自走式

車椅子利用)の支援事例から、大学全体で障害学生支援体制を整備した実践プロセス (Table1)として、大学環境の整備、修学支援、就職支援について以下検証する。なお、倫理的配慮から、当該学生の在籍期間については、X年(入学年度)～X+3年(卒業年度)と記載することとする。

Table1 Aの支援プロセス

	X-1年	X年	X+1年	X+2年	X+3年	X+4年
	入学前面談(3/13)	入学→大学1年	大学2年	大学3年	大学4年→卒業	就職1年目
	出身校での聞き取り(3/23)					
大学環境		改修工事(8/21～)				
バリアフリー						
通学		車両駐車許可書発行				
修学支援		机の購入・配置				
		教室の配慮				
		移動介助				
支援学生育成		学生研修				
就職支援		学内アルバイト				
			就職説明会			就職説明会(講師)
				ACEインターンシップ		

*矢印(→)は、支援を継続したことを示す。

3.1 入学前の支援(移行支援)

3.1.1 入学前面談

X-1年3月上旬の入学手続き時の保護者からの申し出により、A、保護者が来学し、障害学生支援委員会委員(学生生活支援室担当教員、学務課長、医務室看護師)、入学予定学科教員との面談を調整し実施した。その際、本学の障害学生支援(支援申請の手続き等)について説明するとともに、障害の状況(身体障害、車椅子利用)、配慮事項等を確認し、出身校からの情報提供について了解を得た。また、入学式での配慮事項について確認した。

3.1.2 出身校からの情報提供

A、保護者との面談後、X-1年3月に本学障害学生支援委員会委員(医務室看護師)、入学予定学科教員が、Aの出身校へ行き、高校での具体的な支援内容と机等教育機器情報について情報提供を受け、医療機関からの情報提供書の引き継ぎを受けた。

3.1.3 入学前の準備

入学前相談、出身校からの情報提供を受け、X-1年3月に①机の購入、②Aが入学後に履修すると考えられる授業の教室配置の検討等の準備を行った。

3.2 大学環境の整備

3.2.1 大学構内のバリアフリー化

X年4月に、A、障害学生支援委員会委員(学生生活支援室担当教員)、法人本部施設担当部署職員と大学構内の実態把握と施設確認を行った。その結果、①ユニバーサルトイレの増設(Fig.1)、②スロープの増設(Fig.2)、③自動ドアの設置(Fig.3)の必要性を確認した。これらの結果をふまえ、X年5月に、障害学生支援委員会委員(学生生活支援室担当教員、学務課長、医務室看護師)と法人本部施設担当部署職員が施設改修箇所の確認を行った。X年夏季休業中の8月中旬より施設改修工事が実施され、後期授業開始前の9月中旬に改修工事が終了した。

3.2.2 通学支援

X年4月の入学当初、Aは運転免許を取得のため自動車学校に通学中であった。Aが在住している市へ問い合わせた結果、当時は、通学に対する助成等を受けることができず、運転免許取得し自動車を取得するまでのX年前期中は、登校は家族が、下校は自動車学校が送迎を行った。X年後期より、Aが自家用車にて通学可能となり、

本学では大学構内に学生用駐車場を整備していないため、Fig.4に示す通り、スロープに近く、雨天・積雪時も屋根があり、自家用車からの乗降が可能な構内駐車場に駐車できるよう車両駐車許可証を発行した。車両駐車許可証発行については、Aが障害学生支援の窓口である学生生活支援室に、法人本部施設担当部署の規定の書類を提出し手続きを行った。規定の車両駐車許可証の発行期間が1年間であったため、Aはこの手続きを進級する際に毎年行った。

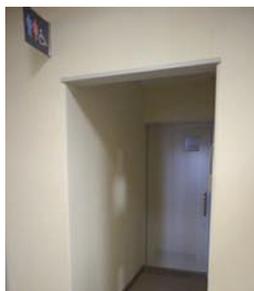


Fig.1 ユニバーサルトイレの増設



改修前



改修後

Fig.2 スロープの増設



改修前



改修後

Fig.3 自動ドアの設置



Fig.4 大学構内の駐車

3.3 修学支援

3.3.1 修学支援の決定プロセス

本学の修学支援は、相談窓口を学生生活支援室とし、学生から支援申請があった場合、障害学生支援委員会にて審議を行い、合理的配慮の提供について決定する。支援申請の際に、学生は、本学所定の申請書とともに、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（文部科学省，2017）において指摘されているように根拠資料として、障害者手帳の写し、医師による診断書、高校等で作成された個別の教育支援計画書、その他障害学生支援委員会が認める書類いずれかの、第三者が作成した根拠資料の提出を求めている。支援審議を行う際に、障害学生支援委員会メンバーに加え、申請を行った学生が所属する学科の学科主任が参加し、具体的な支援内容（例；学生が支援申請した内容で修学支援を実施するかどうか）を決定する。決定した合理的配慮の具体的内容については、支援申請を行った障害学生、修学支援を依頼する教員に書面で通知し、学期末には支援申請を行った学生、支援を実施した科目担当教員に対して、支援内容についてのフィードバック（聞き取り）を実施し、修学支援が適切に実施されたかどうかを確認するとともに、その後の修学支援に生かすよう努めている。

3.3.2 修学支援の実際

Aは、入学直後のX年4月に、上記の手続きに沿って、修学支援を申請した。申請内容は、前述した施設の改修、低層階教室への教室配置も含まれた。授業に対する支援としては、①移動やトイレ利用を理由とした授業への遅刻、②学内移動時の移動介助、③体温調節が困難なための教室の温度管理への配慮を申請し、障害学生支援委員会での審議の結果、修学支援の実施が決定され、各科目担当教員へ書面にて依頼した。本学では、修学支援を申請する際に、配慮を受ける授業名を記入する必要があるため、Aは各学期の履修登録後に毎回、修学支援申請書を申請した。

3.3.3 移動介助を行う支援学生の育成

A が申請した「学内移動時の移動介助」については、当時、本学では障害学生を支援する学生の育成に対する仕組みを整備しておらず、X 年前期は、医務室看護師、学生生活支援室スタッフが行っていた。X 年前期末に、X 年後期以降、A の移動介助を行う支援学生を大学が雇用し実施することについて説明し、A の了解を得た上で、支援学生の育成に向けて、X 年前期中に、障害学生支援委員会にて以下準備を進めた。

まず、法人本部人事・財務担当部署に、当時本学にすでに整備されていた、大学業務へ補助的に学生を従事させる「学内ワークスタディに関する規程」に準じて障害学生を支援する学生の雇用について相談した。法人本部人事・財務担当部署が、障害学生の支援学生の育成において先駆的な取り組みをしている大学に問い合わせた結果、移動介助については1回250円として「学内ワークスタディに関する規程」内で法人が支援学生を雇用することが決まった。

次に、支援学生の募集について、障害学生支援委員会とAの所属学科と協議し、移動介助については、授業時間割がAと共通する学生を募集することとし、X年7月に、Aと同じ学科・学年の学生が履修する専門科目の必修授業科目の授業時に、学科教員から支援学生の募集について説明した。A自身も大学入学後知り合いになった学生数名に支援学生の募集について応募するよう、依頼していた様子であった。その結果、Aと同じ学科・学年の5名の学生が応募し、Aの移動介助を業務とし、法人と雇用契約を行った。また、X+1年にさらに1名の学生が応募し、これらの支援学生6名は、Aの卒業まで継続して支援学生として雇用され、X年後期より、Aの移動介助をこれらの支援学生が行った。また、業務シフトも、最初は、学期ごとにAの履修授業が確定後に障害学生支援の窓口である学生生活支援室スタッフが中心となり決定していたが、学年進行につれ、支援学生自身で業務シフトを作成し、学生生活支援室にシフト表を提出するまでに至った。

また、これらの支援学生に対し、年に1回研修を実施した。研修の実施時期、テーマ等をTable2に示す。X年、X+1年は、車椅子の基本操作や障害理解を中心に実施したが、支援学生の学年進行に伴い、X+2年以降は、支援の課題や学生からの提案等グループ討論を中心に実施した(Fig.5)。また、X+2年の研修の際、支援学生よりA自身の研修の参加が提案され、4年次のX+3年の研修には、A本人も参加した。X+3年の研修では、障害学生支援委員会委員である防災が専門の教員から「障害のある人を想定した避難訓練」の事例について講義を受け、その後、学内にて災害が発生した場合の避難経路や配慮事項等、Aも含めてグループ討論を行い、発表を行った。

Table2 支援学生への研修

実施時期	テーマ	方法	担当	参加学生
X年9月	支援内容について	講義	学生生活支援室担当教員	支援学生5名
	車椅子の基本操作	車椅子体験	医務室看護師	
	障害のある人とのコミュニケーション	講義	学生生活支援室担当教員	
X+1年4月	Aの障害について	講義	学生生活支援室担当教員	支援学生6名
	車椅子の基本操作	車椅子体験	学生生活支援室担当職員	
X+2年4月	支援のふりかえり (よかったこと・困ったこと)	グループ討論→まとめ→発表	学生生活支援室担当教員 医務室看護師	支援学生6名
X+3年2月	障害のある人を想定した避難訓練	講義	建築土木科・教員	支援学生6名
	学内にて災害が発生した場合の対応	グループ討論→まとめ→発表	学生生活支援室担当教員	



Fig.5 研修後の発表(X+2年)

3.4 就職支援

平成 27 (2015) 年より、障害学生支援委員会委員に就職支援課員を委員会メンバーに加えて以降、就労移行支援事業所におけるインターンシップの導入など、障害学生の就労支援に取り組んできた。また、平成 30 (2018) 年には、障害学生の就労体験の機会を設けるために、前述した「学内ワークスタディに関する規程」において、対象者に「本学に在籍する障害学生」を追加した。

A に対する就職支援について、学内での学生のアルバイト雇用を促進する学内ワークスタディ、障害学生・保護者対象就職説明会、障害学生対象インターンシップについて、以下に述べる。

3.4.1 学内ワークスタディ(学内アルバイト)

X 年 10 月以降、A も「学内ワークスタディに関する規程」により、学校法人と雇用契約を行い、大学業務に補助的に従事した。業務内容は、授業評価アンケートや学生アンケートのデータ入力、分析、結果報告書の作成を行った。データ入力や分析のために、A の所属学科教員よりエクセルのマクロ等専門的スキルを学び、卒業まで継続して本業務に従事した。卒業前には、A が業務マニュアルを作成し、A の卒業後に本業務を行う学生へ、業務の引継ぎを行った。

3.4.2 障害学生・保護者対象就職説明会

本学では、1 年次からキャリア形成関連科目の開講、3 年次からキャリアセンターを中心に就職ガイダンスの実施など、重点的に学生の就職支援に取り組んでいる。一方で障害学生の就労支援においては、個別対応が中心であり、障害学生や保護者対象のキャリアガイダンスの機会を設けていないことが課題であった。

X+1 年に、初めて、障害学生・保護者対象就職説明会を開催した。説明会では、ハローワークの障害者雇用専門援助部門の担当者や就労移行支援事業所を講師に招き、障害者雇用や障害者の就職活動の実際などをテーマに講話いただいた。また、本学キャリアセンターの就職支援課職員からも障害学生の本学での就職支援について説明する機会を設けた。A は、X+1 年 (2 年次)、X+2 年 (3 年次) に保護者とともに、本就職説明会に参加し、実際にハローワークの障害者雇用専門援助部門の担当者に、障害を持って就職活動をする際の手続き等について個別に相談した。

さらに、卒業後の X+3 年には、A は本就職説明会の講師として、先輩の立場から「就職活動・就職の実際」をテーマに、自身の体験を通して「就職活動で大事だと感じたこと」「実際、就職活動の中で実施したこと」「社会人になって感じること」について講話した。実際に、障害のある卒業生を本就職説明会の講師として依頼したのは、X+4 年の就職説明会が初めてであり、「卒業生の方の生の体験談をきかせていただいたことで、よりわかりやすさや安心感を感じることができてよかった(保護者)」等の感想が寄せられ、先輩からの体験談は、学生、保護者にとってより身近な話題として理解しやすかったといえる。

3.4.3 一般社団法人企業アクセシビリティ・コンソーシアム(以下、ACE)主催インターンシップへの参加

「障がい者雇用の新しいモデル確立」を目指し、様々な業種・業態からなる大手企業が所属するコンソーシアムである ACE が、2018 (平成 30) 年より障害のある大学生を対象としたインターンシップを開催している。A は、大学キャリアセンターからの情報提供を受け、X+2 年 (3 年次) に、ACE 主催のインターンシップに大学キャリアセンターを通してエントリーし、X+2 年 8 月に A の希望する金融機関(大阪)にて1日間の企業インターンシップを体験した。

また、A は、X+2 年 9 月に大阪にて開催された、ACE 主催のインターンシップに参加した大学生、インターンシップを実施した企業、また大学関係者が参加する ACE キャリアセミナーに参加した。この ACE キャリアセミナーは、自己理解や相互理解の促進を目的に、同じ障害をもつ先輩社員や大学生とのグループディスカッションを通して、各自が体験したインターンシップをふりかえり、また、あらためて障害を持って働くことについて具体的にイメージし考えることができる場として設けられた。

4. 実践評価

本学の障害学生支援に対する実践プロセスの評価を目的に、リサーチクエスチョンとしての「障害学生支援が実際に障害学生にとって効果的であったのか」について検討するために、以下の通り、Aにインタビュー調査を実施した。

4.1 方法

4.1.1 調査時期・方法

Aの卒業前のX+4年3月に、オンライン（Microsoft Teams）にてインタビュー調査を実施した。インタビュー時間は、約1時間であった。

4.1.2 手続き

Aが大学で受けた障害学生支援について、以下、①大学での支援（「大学でのどのような支援が役立ったか？」）、②大学への要望（「大学に望むことはどんなことですか？」）③大学での自分自身の成長（「大学4年間で成長したと感ずるのはどんなことか？」）、を尋ねる半構造化面接を行った。

4.1.3 研究倫理

本インタビュー調査の実施にあたり「福井工業大学における人を対象とする研究倫理審査委員会」の審査による承認を得た（人-2020-18）。本研究に関連し、開示すべき利益相反関連事項はない。

4.2 結果

4.2.1 分析

Aに許可を得た上で、インタビューを録音し、録音した音声データから逐語録（文字データ）を作成した。次に、質的データの分析支援ツールであるMAXQDA11を利用し、発話内容のコーディングを行い、カテゴリー、下位カテゴリーを作成し、支援内容や学生本人に関連する発話のまとまりを54個抽出した。

4.2.2 結果と考察

カテゴリー分類の結果は、カテゴリーを【 】, 下位カテゴリーを《 》で示す。カテゴリーは、大学の障害学生支援に関連する【大学からの支援】と、A本人に関連する【障害学生としての認知や行動】【大学生としての認知や行動】の3つを生成した。各カテゴリー、下位カテゴリーとその内容、各下位カテゴリーに分類したAの語りの例、各下位カテゴリーの抽出発話数をTable3に示す。なお、Aの語りの例では、倫理的配慮から、固有名詞（例、友人の名前、資格名、企業名）については、〇〇等記号にて示した。

【大学からの支援】の下位カテゴリーは、《支援者（部署）の存在》《バリアフリー》《移動介助》《学内ワークスタディによる支援》《就職支援》の5つを生成した。これらのカテゴリーは、大学が組織的に行った障害学生支援の中でAへ提供した支援について言及されているものである。《支援者（部署）の存在》は、X年後期以降の支援学生の育成に向けた体制を整備する前は、Aの移動介助は医務室看護師が中心となって行っており、その医務室看護師への謝意と、支援部署を窓口とした大学での支援に対する評価についての語りを分類した。《バリアフリー》については、Aが入学後のX年に実施したバリアフリー化に対するコメントであった。《移動介助》《学内ワークスタディによる支援》は、Aが支援申請を行い、4年間受けた具体的な支援に関するコメントである。ボランティアではなく、移動介助を《学内ワークスタディによる支援》として有償としたことは支援する側、される側ではなく「公平が保たれる」ことがAにとっても支援を求めやすい結果となったと考えられる。また、これらの《バリアフリー》《移動介助》《学内ワークスタディによる支援》は、Aの障害特性（身体障害・車椅子利用）に応じた大学の支援内容に関するコメントであった。《就職支援》については、大学キャリアセンターから情報提供を受けたACE主催のインターンシップや、キャリアセンターからの支援についてのコメントであった。特に、キャリアセンターから紹介されたACE主催のインターンシップは、Aと同じ障害を持つ学生や先輩とのグループ

ディスカッションは、A がその後の大学生活や就職活動を進めていくうえで貴重な機会となり、A にとっても有意義な体験となったと考えられる。

Table 3 Aのインタビューのカテゴリ分類

カテゴリ/下位カテゴリ	内容	語りの例	抽出数
大学からの支援			
支援者(部署)の存在	障害のある学生を支援する部署、支援者に関する事	(無事卒業できたのは)サポートがあったおかげってのがあって、今後もぜひそういった障害を持った方に対しても、そういったサポートは続けていってほしいのではないかとこのように思いますね	2
バリアフリー	大学施設のバリアフリーに関する事	トイレも一個、3階に増やしてもらえて、よかった。1階の方は逆に影が薄くて、誰も使わないみたいなのとかで、空いてる時は多かった。そうか、3階は確かに人気やったんですけど、でも、ないよりは全然あった方が、よかったですね。	5
移動介助	大学内の移動(例、教室から教室)に関する支援	(〇〇がシフトで)結構、朝入ってくれたかな。本当、いつも、朝早く来ちゃうんで、みんなが来る前に。あそこの前は混んじやうとか、人がいっぱい来て、ってことで早めに来てたけど、それに合わせてくれたのが結構嬉しかったですね。	2
学内ワークスタディによる支援	障害学生支援の学内ワークスタディとしての雇用に関する事	結構、やっぱり、お金が出るっていう、いろいろ言われそうやけど、そういうことに対しては全然出していないんじゃないかなと思いますよ、やっぱり。だからこそ、公平に保たれるし、ちょっとした義務感も生まれるのかなというふうに思うんで。そこをボランティアでやれよっていうのはちょっとおかしかなというふうに思いますね。僕は多分出してって言うと思いますよ。	1
就職支援	就職活動の支援に関する事	その後の話し合いで、他の同じような障害持ってる学生さんというワークショップをしたことで、採用担当の人の考え方がかっていうのがわかってよかったかなっていう。これからみんながどんな風に就活を進めていくプランを立てているのかも聞いたりして、よかったすね、あれは。	4
障害学生としての認知や行動			
障害受容	自己の障害に関する(社会に対する)受容に関連する事	いやもう自然にというか、普通に、ずっと車椅子で生活してるわけやから、目立つのは当たり前やし、もう気にしても仕方ねえなみたいなふうに途中からなっていくました。いや特にこれといった大きなきっかけはないのかな。なんか遊んでるうちに、そうなるってなにかもしいないすね、外で。	7
不安	障害学生本人の心理面(例、不安、緊張)に関する事	そうですね、1年生の時がほとんどですね、多分。プレッシャーに負けて腹壊れるみたいなのが。いや、何でか覚えてないんですけど、1年生の頃、一番お腹壊しました。緊張とかで。<あー、そうか。大学来るのに緊張ありましたか、1年生の頃>それはありますね。	3
周囲への援助要請	周囲(例、友人)への援助要請に関する事	えー、そういう、「なんか手伝う制度みたいなのがあって、それ入ってくると嬉しいな」みたいなことを言った記憶があるかな	2
友人との関わり	大学生活一般での友人との関わりに関する事	多分、初めて泊まったのが〇〇の家かな、確か。そうなるんですけど、あの子たちが別にトイレ関係で失敗したりとかしても、「気にすんなよ」みたいなこと何回も言われてたんで。それめっちゃ助かりましたね。じゃ、一回泊まってみよかなって思ったら、普通に泊まれたんで。	3
障害特性×環境(移動)	障害特性による学外での移動に関する事	<雨が降ったりしてる時は?>もう我慢。濡れるのを我慢。<じゃあ濡れてしまうわけですね>まあ、そういう整備されていないところとかは。されてるところはちゃんと大丈夫な所あるんですけど	3
事前確認	社会や地域へ出かける際に、事前にバリアフリー環境等について調べたり、検索したりする事	普通に他の友だちとかも泊まったりっていうことも行きましたね。あとはもう、就活関係で結構泊まったりかしてましたね。実際、バリアフリーにされてるホテルの方が普通に泊まりやすかったですし。意外と旅行行けるやんみたいな、そこで思ったんで。<あーよかった。そうだよ、言ってたよね、「ホテルどうやって取るの」ってバリアフリーって探したら結構あるって>そうなんです。結構あるんで。	2
就職活動	自身で開拓した就職活動に関する事	マイナビかなんかでエントリーして、採用担当の方に電話して、「障害持ってるんですけど、大丈夫ですか?」っていうのと、あとは障害持ってた場合の選考プロセスみたいなもの、一般の方と同じか違うかっていうのを聞いたりしてって感じですね。<自分で聞いたんだ?>聞きました。	8
大学生としての認知や行動			
自己成長	大学生としての成長に関する事	視点が、視野が広がったのかなっていうふうにはちょっと思いますね。入学する前に比べて。ものの見方。何やろうな、え、あえて言葉にすると、人の意見をよく聞くってことかな。だから自分の考えが全てじゃないみたいな。	6
専門的知識の獲得	大学で修学した専門的知識の獲得に関する事	なんか、〇〇の勉強しながら、片手間にマクロもやっていたみたいな記憶がうっすらあるんで。でもあれでできると達成感あって面白いなというふうに思いますね。	4
資格取得	大学の授業以外に資格取得に関する事	〇〇(資格名)は落ちて、それから、そのままじゃもったいないなと思って、△△(資格名)を取ってって感じですね。多分、過去一勉強しましたね、その二つは。はい、休み時間とかにやっていた、そういえば。	2

* <>内はインタビュー(筆者)の発言

【障害学生としての認知や行動】の下位カテゴリーは、《障害受容》《不安》《周囲への援助要請》《友人との関わり》《障害特性×環境（移動）》《事前確認》《就職活動》の7つを生成した。これらは、障害学生としてのAの考えや行動に関連するものである。《障害受容》は、「〈大学生活で自分が成長したと感ずること〉外に出るようになったこと」など大学4年間で障害を受け入れ外出する機会が増えたこと、また、就職活動等で自身の障害について周囲に説明したり、配慮を求めたりすることに対するコメントであった。《不安》は、大学入学当時に新しい環境である大学に登校することへの不安や緊張等であった。《周囲への援助要請》は、前述した【大学からの支援】《移動介助》《学内ワークスタディによる支援》に関連し、周囲の友人に移動介助者として大学と契約するように「なんか手伝う制度みたいなのがあから、それ入ってくると嬉しいな」と依頼したり、その他、学外での外出時に、トイレの支援について、自ら友人に依頼することに関連することであった。《友人との関わり》は、移動やトイレが不安なため、友人と外出したり、友人宅に宿泊したりすることを断っていたAが、友人宅でのトイレの配慮をきっかけに、友人との学外での交流する機会が増えていったことが語られていた。《障害特性×環境》はエレベーター、就職活動中の満員電車体験、雨天時の外出などについてのコメントであった。エレベーターについては、大学の教室移動の際にエレベーターに学生が集中することが多く、Aは、大学への要望として、ショッピングセンターにある障害者専用エレベーターの設置を提案した。《事前確認》は、宿泊する際はバリアフリー環境が整備されたホテルを予約する等未知の場所へ出かける際にバリアフリー環境を事前に確認することに関する内容が語られた。《障害特性×環境》《事前確認》は、Aの障害特性（身体障害・車椅子利用）に関連するコメントであったと考えられる。《就職活動》は、【大学からの支援】《就職支援》とは異なり、Aが自分自身で自己開拓をした就職活動に関連する内容であった。例えば、Aは前述した【大学からの支援】《就職支援》でのACE主催のインターンシップに参加した後に、障害学生用求職サイトから自身でインターンシップ先を開拓し企業へインターンシップに参加した。また就職活動の際も、自身で企業を開拓し、自身の障害についての説明や選考プロセスについての確認を行い、最終的に希望する企業への就職が決まった。

【大学生としての認知や行動】の下位カテゴリーは、《自己成長》《専門的知識の獲得》《資格取得》の3つを生成した。これらは、障害のあるなしにかかわらず、大学生としてのAの考えや行動に関連するものとして分類した。《自己成長》は、A自身が大学4年間で成長したと感じたことに関することである。Aは「大学4年間で成長したこと」として、「努力すること」「視野が広がったこと」を挙げていた。《専門的知識の獲得》は、Aが大学で専攻した学科に関連する専門的知識の獲得に関することである。Aは自身が大学で専攻していた専門領域に関する知識を就職後も活かしたいと意欲的に語っていた。また、Aが学内ワークスタディにより学内アルバイトで得たマクロの知識の獲得についても言及していた。《資格取得》は、大学の授業以外の資格取得に関することであった。Aは在学中に専攻領域に関連する2つの資格取得に挑戦し、そのうち1つの資格を取得した。大学生にとって、希望する企業や職業に就くために資格取得は、就職活動に有利に働くと考えられている。Aが資格取得に挑戦したきっかけは、前述のACE主催のインターンシップに参加した際に、先輩社員からAが目指している資格を取得し業務に活かしているエピソードを聞いたことであった。Aが「むしろ障害者で資格持っていた方が逆にアドバンテージになるなと思った。」ことで、資格取得に向けて「これまでで一番勉強した」と語っていた。

5. 考 察

本稿では、障害者差別解消法施行に向けた本学の障害学生支援委員会設置後に入学した身体障害学生Aの支援事例から、まず、本学における障害学生支援の体制整備の実践プロセスを検証し、次に、実践評価を目的とした当該障害学生へのインタビュー調査について結果と考察を述べた。以下では、これらの検証をふまえ、障害学生支援体制の整備と実践の評価、また「障害学生支援が実際に障害学生にとって効果的であったのか」について考察し、最後に本研究における今後の課題について、以下検討する。

5.1 障害学生支援体制の整備と実践の評価

本学の障害学生支援体制の整備と実践プロセスの検証結果から、その成果として、以下の2点が挙げられる。

1点目は、身体障害学生Aの入学を契機に、本学の障害支援体制が充実化したことである。実践プロセスで述べた、大学環境の整備としての「大学構内のバリアフリー化」「通学支援」、修学支援における「支援学生の育成」、就職支援における「障害学生・保護者対象就職説明会」「ACE主催インターンシップへの参加」は、実際に支援を必要とするAの支援として、本学では、初めて行われたものである。改修工事によって整備がなされた大学環境の整備としての「大学構内のバリアフリー化」だけではなく、修学支援における「支援学生の育成」においても障害学生への支援として制度化され、Aの卒業後も、継続して、本学の障害学生へ修学支援における合理的配慮の提供の際に実践されている。また、就職支援における「障害学生・保護者対象就職説明会」「ACE主催インターンシップへの参加」も、現在まで、障害学生対象の就職支援の取り組みとして継続している。さらに、「障害学生・保護者対象就職説明会」の開催により、ハローワークや就労移行支援事業所等の地域の障害のある方の就労支援の関係機関との連携も強化された。また、本学障害学生の「ACE主催インターンシップへの参加」により、障害学生への障害を開示してのインターンシップを行う機会を提供することが可能となったことに加え、本学の障害学生支援者が、ACE企業の関係者や他大学の障害学生の就労支援担当者と交流し、障害学生の就労についての情報を得る機会にもなっている。

障害者差別解消法前にも、本学にはAと同じ車椅子利用の身体障害学生の学生が在籍していたが、法施行に向け本学に障害学生支援委員会が設置され、組織的に障害学生支援体制の整備を行う中で、障害学生個人に特化した支援ではなく、本学に在籍する障害学生の支援として整備した結果、障害学生支援体制が充実化したといえる。

2点目は、本学の障害学生支援に対して、障害学生当事者から肯定的な評価が得られたことである。

Aへのインタビュー調査の結果、Aは大学での障害学生支援として、「支援部署（支援者）の存在」「大学構内のバリアフリー化」「移動介助」「学内ワークスタディによる支援」「就職支援」について肯定的な意見を述べていた。「移動介助」「学内ワークスタディによる支援」については、障害学生支援を有償とすることで、支援学生と障害学生との対等な関係性のもと、支援学生にも支援に対する義務感が発生することで、障害学生に対する支援が行われることの重要性について、障害当事者であるAが指摘していた。

また、「就職支援」については、障害学生対象のインターンシップにおいて、同様の障害のある他大学の学生と就職活動について、また、先輩社員から就職後の状況について情報共有できる機会は、Aにとっては貴重な機会であった。本学のような中規模大学では、多種多様の障害学生が在籍しており、特に、Aのような肢体不自由、視覚障害、聴覚障害のある身体障害学生の場合、同時期に在籍している学生数が少なく、学内にて同様の障害のある学生からピアサポートを得られる機会が少ない。大学の枠を超えて、同様の障害種の学生や先輩社員と交流できる機会は、障害学生にとって将来のロールモデルに接する機会となり、キャリアについて具体的にイメージすることが可能となった結果、障害学生からの評価が得られる実践となったと考えられる。

5.2 「障害学生支援が、実際に、障害学生にとって効果的であったのか」

前述した通り、Aのインタビュー調査の結果、本学の障害学生支援は、障害学生Aから肯定的な評価が得られていたことに加え、大学における障害学生支援が障害学生自身に及ぼす効果として、以下の2点が考えられる。

1点目は、大学における障害学生支援が、障害学生の障害受容の促進に寄与していると考えられることである。

Aも評価しているように、移動介助に対する支援学生の育成を契機に、A自身の友人関係が深化していった。「学内ワークスタディによる支援」学生を募集する際に、A自身も当時交流のあった学生に援助要請を行い、在学期間中にわたる移動介助を通して、支援学生と物理的にも交流する機会が増え、その交流が学内に留まらず、支援学生の自宅に宿泊したり、一緒に外出したりと学外への活動へ展開していった。入学当初は、環境の変化に伴い、緊張や不安が強かったAが、高校時代は「外に出る」機会が少なかったにもかかわらず、有償であったがゆえに公平な関係性を維持することができた支援学生との交流を通し、外出する機会が増え、「目立つのは当たり前」「(障害のあることを)気にしても仕方がない」等の障害受容が促進されたと考えられる。小川(2022)は、健常学生が身体障害学生に適度なサポート提供を継続することで、健常学生と障害学生の均衡な友人関係が維持されること、また、健常学生の障害学生へのサポートが過剰負担にならないように、教育機関が支援環境を整備することの重要性を指摘している。大学が、障害学生支援体制を整備することで、健常学生と障害学生の公平な交流が促進され、健常学生へ学外での支援も促進された結果、障害学生が大学という支援の枠組みから離れた体験を積み重ねることを通して、障害学生の自己受容が促進されたと考えられる。

2点目は、大学における障害学生支援が、障害学生自身の自己成長に寄与していると考えられることである。

Aがインタビュー調査にて述べているように、大学が障害学生への就労支援として紹介したACE主催のインターンシップは、Aにとって「障害のある学生としてどのように就職活動を進めていくか」について具体的にイメージできた機会となっていた。また、その際、先輩社員がAの目指している資格を取得し、その資格を業務に活かしていることを聞き、A本人も資格取得に向けて、本人も「過去で一番勉強した」と語ったように、より一層勉強資格取得のために勉学に励み、その結果、資格試験に合格するに至った。また、Aは就職活動の際に、大学キャリアセンターが紹介したACE主催のインターンシップだけではなく、就職情報サイトから自身で障害学生対象のインターンシップ先を開拓し体験した。さらに、求職の際に、自身が希望する企業において、自身で障害の開示と、障害のある学生の選考プロセスについて確認し、自己開拓にて就職の内定を得た。卒業後のX+4年に、Aも在学中に参加していた「障害学生・保護者対象・就職説明会」の講師として、自身の就職活動の体験から障害者対象と一般学生対象のインターンシップの違いを説明した。特に、障害学生対象のインターンシップについては「インターンシップに参加することで障害を持った先輩社員に何でも聞ける」「実際に働く環境をイメージできたこと」ことをメリットとして説明していた。清野・榎本(2019)は、障害学生への就労に関する体験的な学びの確保に向けた、障害学生のニーズに応じた雇用・福祉・教育分野の連携の効果的な実践や研究の蓄積の重要性を指摘している。ACE主催のインターンシップを通じて、障害学生は企業でのインターンシップを体験することで、大学もACEを窓口として多くの企業と関わることが可能となっている。Aは、就労に向けたインターンシップの参加や大学生活での体験的な学びを通して、資格取得、就職活動、就職と自身で活動を進めていき成果を得る中で「視野が広がったこと」「努力すること」を自覚できるまでに至ったのではないかと考えられる。

5.3 今後の課題

本研究の今後の課題として、以下の2点が挙げられる。

1点目は、第三者による実践評価を検討することである。

本研究では、障害学生への支援の提供者が、実践評価のためのインタビュー調査も行った。プログラムの実践評価の妥当性を担保するためには、プログラムの評価はプログラムや支援の提供者と異なる、独立した第三者が行うべきであるとの指摘がある(Durlak & Dupre, 2008)。本インタビュー調査において、Aは大学での障害学生支援について肯定的な意見を述べており、「障害者用エレベーターの設置」のみ今後の支援として提案していた。Aにインタビュー調査を実施した筆者は、本学障害学生支援委員会委員として、また、学生生活支援室担当教員として在学中のAの支援を担当した。支援を担当していた筆者がインタビュアーを務めたことで、本学の障害学生支援についてAが否定的なコメントよりも肯定的なコメントについて話しやすかったことが想定される。障害学生当事者にとって、さらに効果的な障害学生支援体制の整備や調整に向けて、第三者による実践評価の実施を検討することが今後の課題である。

2点目は、複数の、また多様な障害種の学生からの評価を検討することである。

本研究では、身体障害学生の支援事例を検討した結果、「大学構内のバリアフリー化」「移動介助」等の身体障害学生の障害特性に特徴的である支援内容が「役立った」支援として評価された。同一の障害であっても障害学生の障害特性は多種多様であり、求める支援も異なる。多様な障害特性のある学生への適切な障害学生支援の提供に向けて、今後、複数の障害学生からの評価について検討していきたい。

謝 辞

本稿で述べた本学の障害学生支援体制の整備に、筆者ともに取り組んできた福井工業大学・障害学生支援委員会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。本稿で説明している障害学生の修学支援や就労支援は、筆者のみによる実践ではなく、実際に学生支援を行っている福井工業大学・学生生活支援室、医務室、キャリアセンターの職員の皆様の取り組みによるものです。また、本研究を遂行するにあたり、本研究の目的と事例の公表について理解を示し、インタビュー調査に協力いただいたAさんに心よりお礼を申し上げます。

引用文献

- Durlak, J.A. & DuPre, E.P. (2008). Implementation matters: A review of research on the influence of implementation on program outcomes and the factors affecting implementation. *American journal of community psychology*, 41,327-350.
- 船越高樹 (2016) 岐阜大学における障害学生支援体制構築に関する経緯と課題 岐阜大学教育推進・学生支援機構年報, 2, 168-180.
- 池田忠義 (2020) 大学における障害学生支援体制の整備と実践の充実化のプロセス 学生相談研究, 40, 173-185.
- 柏倉秀克 (2019) 高等教育機関における障害学生支援の現状と課題—私立大学における支援体制を中心に— IDE—現代の高等教育, 614, 44-48.
- 日本学生支援機構 (2022) 令和3年度 (2021年度) 障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果 https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/index.html (参照日 2023 年 4 月 28 日)
- Meyers, J., Truscott, S. D., Meyers, A.B., Varjas, K., & Kim, A.Y. (2014) Qualitative and Mixed Methods Designs In Consultation Research. Theoretical and Empirical Foundations. In W. P. Erchul & S.M. Sherdan (Eds.). *Handbook of Research in School Consultation* (Pp.103-137). Routledge NY.
- 森麻友子, 西谷崇, 井上和郎, 山本朗, 吉井克憲 (2018) 障害者差別解消法施行における高等教育機関による障害学生支援対戦の整備・推進—和歌山大学の3年間 (2014-2016) の取り組みを通して— 和歌山大学教育学部紀要. 教育科学, 68 (2), 69-77.
- 文部科学省 (2012) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第一次まとめ) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm (参照日 2023 年 4 月 28 日)
- 文部科学省 (2017) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm (参照日 2023 年 4 月 28 日)
- 小川翔太 (2022) 障害者に対する顕在的・潜在的態度が身体障害学生との友人関係に及ぼす影響: 混合研究法を用いた交流過程の分析 発達心理学研究, 33, 123-136.
- 佐々木銀河, 佐々木 銀河, 青木 真純, 五味 洋一, 竹田 一則 (2018) 発達障害学生支援における学生自身による効果評価の試み 障害科学研究 42 (1), 247-256.
- 清野 絵, 榎本容子 (2019) 障害者就労支援に関する雇用・福祉・教育の政策動向—高等教育機関における障害学生支援の充実に向けて— 東洋大学人間科学総合研究所紀要, 21, 167-187.
- 篠田直子・田口多恵 (2018) 信州大学における障害学生支援体制の特徴と課題 信州大学総合人間科学研究, 12, 119-133.

付 記

本研究は, JSPS 科研費 (JP19K02962 : 代表者 荒木史代) の助成を受けた.

(2023年8月3日受理)